明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（一三）　二
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四）　三
○港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五）　三
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　四
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一七）　四
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（一八）　五
〔省　令〕
○大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三）　四
〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―一三）　五
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―五三）　五
○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一二―二五）　六
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一二）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四）　七
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和二年度及び令和三年度における財政安定化基金拠出率（厚生労働二〇）　八
○肥料を登録した件（農林水産一六八）　九
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通三六）　九
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録事項変更の件（同三七）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同三八）　一〇
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三九）　一〇
○直轄砂防設備工事を終了した件（同四〇）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六～一九）　一一
○道路に関する件（関東地方整備局二二）　一一
○都市計画に関する件（近畿地方整備局六）　一二
〔国会事項〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一二
〔叙位・叙勲〕　一二
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項　一三
〔公　告〕
諸事項　一三
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第一三号）（財務省）

1　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務に水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業等を加えることとした。（第三条関係）

2　会社が開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務に水素の製造、輸送、供給及び利用に関する事業等を加えることとした。（第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六八号）の施行期日は、令和二年二月一四日とすることとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五号）（国土交通省）

1　港湾法施行令の一部改正関係

港湾法第四三条の二九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第一一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法第八二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなすこととした。（第一五条の六関係）

2　附則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月一四日）から施行することとした。